(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
たつの市神岡町追分字大谷口五八番一から同市神岡町追分字大谷口五四番二まで	前	一三・五〇～一五・〇〇メートル	〇・五二キロメートル
	後	一五・〇〇～一九・〇〇メートル	〇・〇五二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月一日

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十九号　たつの市神岡町追分字大谷口五八番一から同市神岡町追分字大谷口五四番二まで　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月一日

○近畿地方整備局告示第五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月一日

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十八号　淡路市岩屋字神前八七七番六から同市岩屋字田ノ代二八三七番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月一日

○中国地方整備局告示第二十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月一日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二号（広島岩国道路）
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
廿日市市串戸五丁目二八一番一から同市地御前二丁目二四九番一まで	前	〇・〇〇～一七六・六〇メートル	〇・二五七キロメートル
	後	〇・〇〇～一七六・六〇メートル	〇・二五七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所並びに西日本高速道路株式会社中国支社

○中国地方整備局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月一日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
廿日市市串戸五丁目三八九番一から岩国市室ノ木町三丁目八四番三まで	前	BA　一〇・〇〇～二二・〇〇メートル	五〇・〇〇～二三九・〇〇メートル	二六・一八五キロメートル
	後	BA　一〇・〇〇～二二・〇〇メートル	五〇・〇〇～二三九・〇〇メートル	二六・一八五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所　上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○中国地方整備局告示第二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月一日

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二号　廿日市市串戸五丁目二八一番一から同市地御前二丁目一五七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月一日

○中国地方整備局告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月一日から二週間中国地方整備局及び同局広島国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月一日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二号
(三) 指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
廿日市市平良一丁目四〇一番から同市地御前北一丁目九九五番六まで（ただし、高架の道路の部分に限る）	〇・〇〇～五七・七六メートル	一・六一四キロメートル

(四) 指定を解除する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
廿日市市串戸五丁目三六二番五から同市地御前北一丁目九九五番六まで	〇・〇〇～四一・二八メートル	〇・三〇一キロメートル

(五) 指定する期日　平成二十四年三月一日

○九州地方整備局告示第三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月一日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
平成二十四年三月一日	前	一三・五〇～一五・〇〇メートル	〇・五二キロメートル
中国地方整備局長　戸田　和彦	後	一五・〇〇～一九・〇〇メートル	〇・〇五二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月一日

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十九号　たつの市神岡町追分字大谷口五八番一から同市神岡町追分字大谷口五四番二まで　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月一日

○近畿地方整備局告示第五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月一日

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十八号　淡路市岩屋字神前八七七番六から同市岩屋字田ノ代二八三七番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月一日

○中国地方整備局告示第二十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月一日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
廿日市市串戸五丁目二八一番一から同市地御前二丁目二四九番一まで	前	〇・〇〇～一七六・六〇メートル	〇・二五七キロメートル
	後	〇・〇〇～一七六・六〇メートル	〇・二五七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所並びに西日本高速道路株式会社中国支社

○中国地方整備局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月一日　中国地方整備局長　戸田　和彦